

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」関連資料

大学・研究機関における 安全保障貿易管理に関する ヒヤリハット事例集 (第一版)

令和元年5月
経済産業省
安全保障貿易管理課

※このヒヤリハット事例集は、新しい事例の入手次第更新する予定です。

外国出張における公知性の判断

分類：技術の提供

内容

X教授から外国出張の申請書が提出され、業務内容欄には、「学会発表及び研究概要打合せ」と記載されており、輸出管理上の判定欄には「公知」と記載されていた。

輸出管理担当部署からX教授に「研究概要打合せ」の内容を確認すると、A国α研究所と共同研究の可能性を探るため、非公開の情報をういて情報交換を実施するものであった。

対処

非公開の情報の該非判定の結果、リスト該当であることが判明した。

原因

学会発表と打合せを行う場合の提供技術の公知性の判断はそれぞれに必要であるが、X教授は適切に判断することを怠った。

対策・
アドバイス

- ✓ 輸出管理手続きのための正しい理解を徹底しましょう。
- ✓ 特例の適用は、教員任せにせず、輸出管理担当部署において適切に審査することが必要です。

教員の外国出張



国際会議に関する公知化の判断

分類：技術の提供

内容

X教員から、「A国で開催される国際会議で研究成果の発表を行う。この発表は、『技術の公知化』をするものであり、特に、対策は取っていないが、これでよいか」との確認が輸出管理担当部署にあった。

『技術の公知化』について精査したところ、当該国際会議への参加者は「大学学部の研究者」または「業界企業の研究者」に限るとの条件があり、またX教員の発表するセッションは講演資料のweb掲載の予定はなく、「守秘義務を課す」ものであった。

対処

守秘義務を課していることから、輸出管理担当部署は「公知とするために技術を提供する取引（技術の公知化）」に当たらないと判断した。また、リスト規制への該当判定をしたところ、該当することが分かった。

原因

X教員は国際会議での発表は全て「技術の公知化」に当たると誤解していた。

国際会議での講演

A国

発表
内容

- 特定の製品の設計
- リスト規制の該当内容



X教員



聴衆



- 大学学部の研究者のみ
- 業界企業の研究者

対策・
アドバイス

- ✓ 特例の適用については、正しい理解が必須であり、特に重点的に周知しましょう。
- ✓ 国際会議での講演であっても、「不特定多数の者が入手又は聴講可能」でなければ、公知の特例を適用できません。
- ✓ 公知などの特例を適用する場合でも、教員任せにせず、輸出管理担当部署において適切に審査することが必要です。
- ✓ 発表そのものは技術の公知化と言える場合であっても、発表後、個別の研究者と発表内容を超える議論を行う可能性のある場合には、公知の特例が使えない点に留意が必要です。

海外渡航直前での申請（その2）

分類：技術の提供

内容

α大学X教員はA国において地質調査を実施する計画を立てており、「赤外線カメラ」をハンドキャリーする予定としていた。

X教員は過去に学会発表でA国に渡航した経験もあり、海外渡航申請の提出が渡航の直前となった。

対処

輸出管理担当部署でハンドキャリーする「赤外線カメラ」がリスト規制に該当であることが分かったが、経済産業大臣の許可を取得する時間が無く、今回の計画は断念せざるを得なかった。

原因

X教員はA国の渡航経験があったことから、手続きは直前で問題ないと勝手に判断した。



対策・アドバイス

- ✓ 外国に出張する際にハンドキャリーで輸出する装置等についても輸出管理の対象となります。
- ✓ リスト規制やキャッチオール規制に該当する場合には、事前に経済産業大臣の許可が必要になります。
- ✓ 手続期限を設定する等、輸出管理手続きは、余裕を持って実施しましょう。

メーカーの該非判定書の確認

分類：貨物の輸出

内容

X教授から輸出管理手続きの申請があり、該非判定についてはメーカーの該非判定書どおりに非該当としていた。

部局の担当者は、メーカーの該非判定書の内容を十分に確認せずに、非該当として審査を完了した。

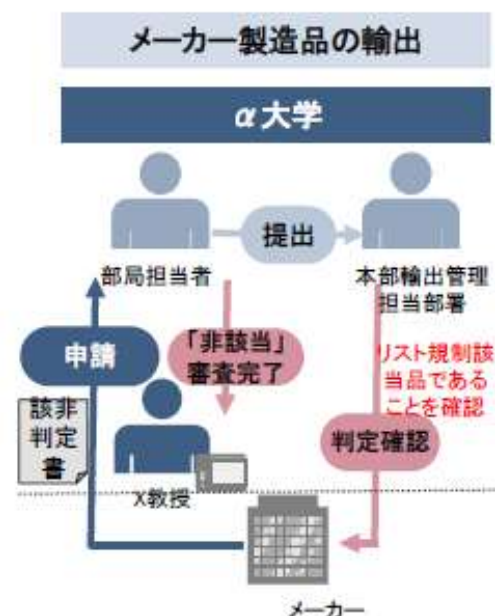
輸出管理担当部署が、メーカーの該非判定書の内容を精査したところ、該当品の可能性があるとしてX教授に確認を行った。

対処

X教授がメーカーに問い合わせたところ、判定が間違っており、「該当」であると修正された。

原因

X教授がメーカーの判定書の内容を踏まえて自ら判定することを怠った。
部局担当者も内容を確認しなかった。



対策・アドバイス

- ✓ たとえメーカーや販売代理店が該非判定を間違えた場合であっても、外為法違反の責任を問われるのは、技術の提供や貨物の輸出を行う者になります。
- ✓ 外部から該非判定書入手した場合であっても、該非判定の内容を、自らの責任で確認してください。
- ✓ 部局の確認に留まらず、輸出管理部署の確認を行うことで無許可輸出を防げました。審査を多段階で実施するようにシステム設計することは有効な取り組みです。

ウイルス等の確認

分類：貨物の輸出

内容

ワクチンを研究しているX教授から「フラビウイルス」の輸出申請があった。
申請書では「非該当」と判断されていたが、輸出管理担当部署がX教授に詳しい内容をヒアリングした結果、「フラビウイルス属の日本脳炎ウイルス」を輸出する案件であることが判明、「日本脳炎ウイルス」は規制に該当するウイルスであった。

対処

経済産業大臣の許可を取得して無事に輸出を行った。

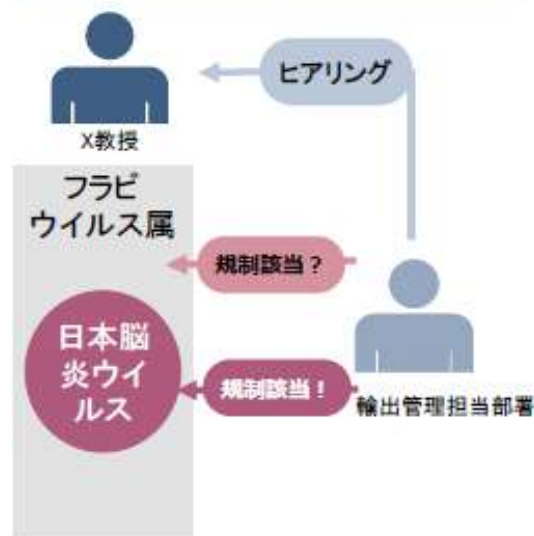
原因

属名と種名（又はウイルス名）の両方を確認することを怠った。

対策・
アドバイス

- ✓ ウイルス等のチェックにおいては、属名と種名（又はウイルス名）の両方を確認する必要があります。
- ✓ 輸出管理担当部署で判断が難しい場合には、技術の内容に詳しい教員に問い合わせ、確認を行うことも大切です。

ウイルスの輸出



該非判定のし忘れ

分類：貨物の輸出

内容

X教員が海外での共同研究で使用する真空ポンプを海外に送るため、国内の通関業者に委託した。X教員は該非判定を行わず、通関業者も該非判定書を添付することなく通関申告したため、税関審査が中断した。

税関から教員と通関業者が事情聴取のため税関に呼び出され該非判定を行っていないことが判明した。

対処

通関申請は却下され、真空ポンプを送付することができなかった。

原因

海外に貨物を送る際には該非判定が必要であることをX教員が理解していなかった。



対策・アドバイス

- ✓ 貨物を輸出する際の学内手続きについて周知・徹底する必要があります。
- ✓ 該非判定書の作成は、輸出者である教員・研究者(大学・研究機関)の責任で行います。
- ✓ 必要な手続きをせずに通関申告を行うと、輸出できないこともあります。

外国に返送する貨物の管理

分類：貨物の輸出

内容

X教員は、A国のα大学のY研究員を受入れて日本で共同研究を実施した。この際、A国のα大学から共同研究に必要な機材を日本に持ち込むこととした。

共同研究終了後に、X教授は持ち込まれた機材を日本からA国に返送したが、元々A国から持ち込まれた機材であったため、輸出について特に注意を払わず、輸出管理手続きを行わなかった。

対処

事後に知った大学の輸出管理担当部署の職員が、既にA国に帰国していたY研究員に機材の仕様等を確認し、リスト規制、キャッチオール規制に該当しないことを確認した。

原因

X教員は、外国から持ち込まれた機材を返送する場合でも規制の対象であることを認識しておらず、該非判定を怠った。



対策・
アドバイス

- ✓ 「返送」は貨物を元あった国に戻す行為であることから、規制が適用されないと思いがちです。
- ✓ 外国から持ち込まれた機材を返送する場合であっても、輸出管理の確認や手続きを行う必要があることを教職員に徹底する必要があります。

国費留学生の受入内諾に係る手続き

分類：留学生受け入れ

内容

A国籍の外国人を国費留学生（大使館推薦）として受け入れるために受入教員から部局経由で受入内諾書を在A国日本大使館に提出したものの、その時点では実際の受け入れは次年度となるため、受け入れのための事前確認シートを輸出管理担当部署に提出しなかった。

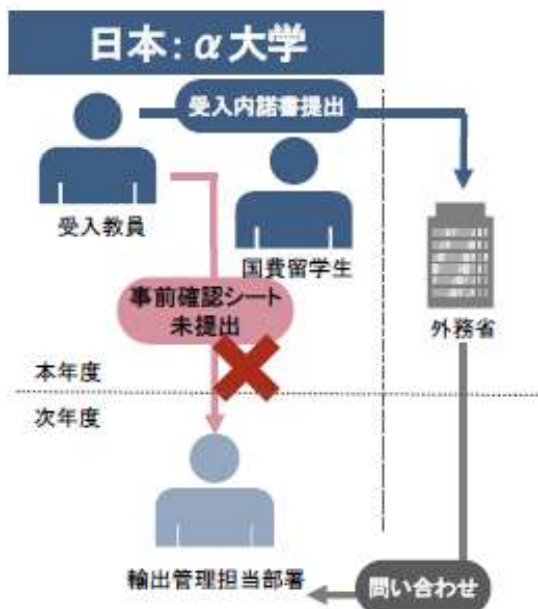
対処

受入内諾書提出後に、外務省から査証発行に関して大学としての輸出管理の状況などについての照会が輸出管理担当部署にあり、手続き未実施であることが判明した。

原因

内諾段階での輸出管理手続きを怠った。

国費留学生の受け入れ



対策・
アドバイス

- ✓ 受け入れ内諾の場合であっても確実に輸出管理上の確認を行った場合のみ内諾書を発行するといった管理体制の構築が必要です。

学生受入れに係る学内他部署との連携

分類：留学生受け入れ

内容

留学生担当部署から、「受入れを把握できていない学生が学内にいる」旨、輸出管理担当部署に連絡があった。

輸出管理責任者が担当教員Xを訪問しヒアリングしたところ、共同研究先のβ大学から、学生Yの短期間の訪問を受け入れ、滞在していることが判明した。

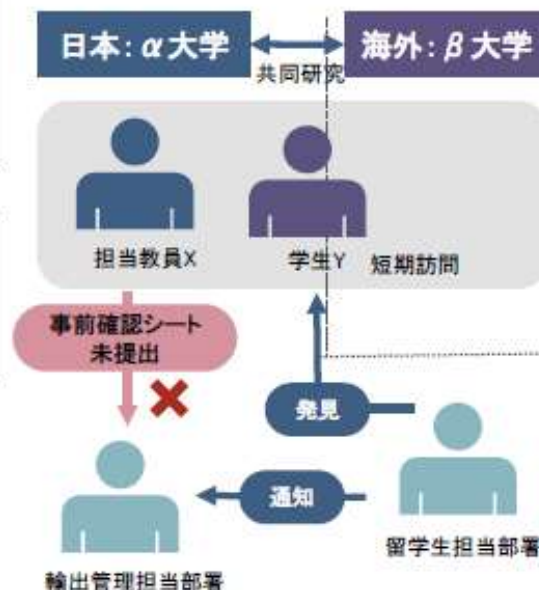
対処

担当教員Xに事前確認シートを提出させ、輸出管理担当部署で審査したところ、規制技術の提供はないことを確認した。

原因

担当教員Xは受入手続き及び輸出管理手続きを行っていなかった。

共同研究先からの学生受け入れ



対策・アドバイス

- ✓ 教員の認識不足により、受け入れにおける情報共有や申請が十分でなく、教育の徹底が必須です。
- ✓ 学内連携により遅くなりながらも輸出管理上の確認ができました。違反や違反のおそれのある場合は、経済産業省に報告しなければなりませんので、事後であっても確認をすることが必要です。

研究者の受け入れにおける履歴の確認

分類：研究者受け入れ

内容

X教員より、A国（ホワイト国）の大学に在籍する研究員Yの受け入れの申請があった。部局輸出管理担当部署で事前確認を行い、疑義なしと判定し一次審査で終了し、受け入れを行った。

その後、大学本部の定期監査により部局保管の履歴書を確認したところ、研究員YがB国（懸念国）出身者であることが判明した。

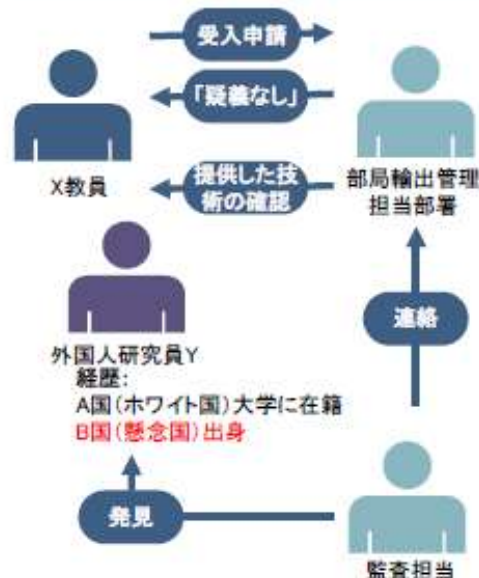
対処

部局輸出管理担当部署では、X教員に対し、研究員Yにこれまで提供した技術の確認を行った。リスト規制・キャッチオール規制に該当するような技術提供はなく、今後の予定もないことを確認した。

原因

X教員は、現在在籍している大学の所属国しか確認しなかった。

ホワイト国からの研究員受入



対策・
アドバイス

- ✓ 事前確認シートに懸念国からの受け入れであるかを確認する項目を設け確認を行います。
- ✓ 一次審査を行う部局の審査は未記載事項がないか、記載事項が正しいか等十分注意して行う必要があります。
- ✓ 事前審査の帳票の見直し、一次審査で終了する案件でも、本部へ帳票を提出すること、本部の確認を受ける等の対応が必要です。

部署間の連携

分類：研究者受け入れ

内容

X教員による外国人研究者Yの受け入れについて、輸出管理上の手続きは行っていたが、審査が未完了のまま、教授会で受け入れ決定が行われた。

その後、研究テーマが機微な技術分野に該当し得ること及び研究者Yの経歴に外国ユーザーリスト掲載機関での研究実績があることが判明した。

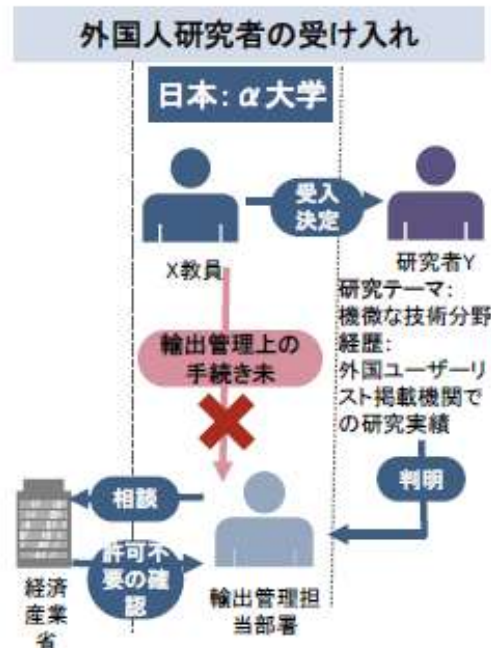
対処

提供予定技術の該非判定結果（非該当）や外国ユーザーリスト掲載機関での経歴などについて取りまとめ、経済産業省に相談したところ、許可は不要であることが確認できた。

しかし、確認に時間がかかったことから、受け入れ時期が遅延し、さらに研究期間が短縮される等研究計画に大きな変更を行うこととなった。

原因

輸出管理上の手続きと受入れ手続きとが独立して行われていた。



対策・
アドバイス

- ✓ 既存の受け入れ審査手続きと輸出管理上の手続きは独立して行うのではなく、審査が終了しなければ受け入れの最終決定を行えないといったシステム設計を検討しましょう。
- ✓ 特に、懸念情報のある候補者は、確認に時間を要するため、早めに手続きを開始する必要があります。

外国人研究員の法令理解

分類：貨物の輸出

内容

α大学大学院修了の研究者Xは、α大学の研究者として在籍しつつ、母国であるA国のβ大学の教員となっている。

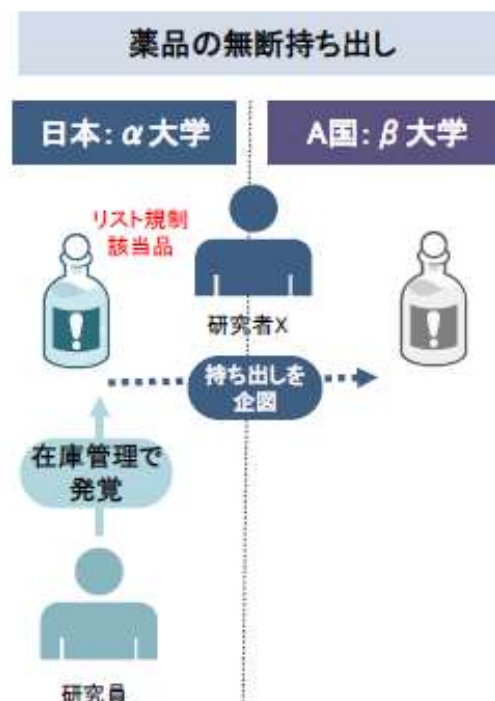
研究者Xが、β大学での研究の目的で、リスト規制品である薬品のボトルを、α大学の受入教員に無断で持ち帰ろうとしていたが、α大学の別の研究員による研究室の在庫管理で在庫の不一致を発見したことから、このことが発覚した。

対処

輸出管理担当部署は、X本人に確認を行い、現物を回収した。また、学部に対して法令遵守を求めると共に、在庫管理の徹底の教育を求めた。

原因

外国人研究員の外為法を含む法令等への認識不足があった。



対策・ アドバイス

- ✓ 留学生や外国人研究者に関しては、法令の理解、文化や習慣、価値観が異なる場合があります。細かい対応が必要です。
- ✓ 研究室にある薬品等について、在庫状況を把握し、持ち出し等を厳重に管理することは、毒物・劇物管理等の点のみならず輸出管理の点からも必要です。